

宿泊施設バリアフリー化 促進アドバイザー派遣

東京都は、障害者や高齢者など、あらゆる人が安全かつ快適に過ごしていただけるよう、バリアフリー化に取り組む宿泊事業者に対して支援補助金等の支援を行っています。

宿泊事業者がバリアフリー化に取り組む際に必要となるハード面、ソフト面、経営等に関するアドバイザー派遣を実施します。これまでホテルのバリアフリー化に携わってきた一級建築士や備品に関する専門家が直接宿泊施設までお伺いして、それぞれの課題の解決にあたります。

利用料無料ですので、この機会に是非ご利用ください。

バリアフリー化について専門アドバイザーと一緒に考え施設の課題を解決します!!



- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| Q 何から始めるべきかわからない… | ▶▶▶ A バリアフリー化の進め方についてご提案します! |
| Q 改装費用は高額になるのでは… | ▶▶▶ A 東京都の支援補助金についてご案内します! |
| Q 本業が忙しすぎて時間がない… | ▶▶▶ A 事業者のご都合に合わせて派遣の時間調整をします! |
| Q バリアフリー客室への改修はどうすればよいのか… | ▶▶▶ A 参考となる過去事例等をご案内します! |
| Q バリアフリー化のための備品購入は… | ▶▶▶ A 備品専門アドバイザーがご提案します! |
| Q バリアフリー化支援補助金の申請は難しそう… | ▶▶▶ A アドバイザーが分かりやすくご案内します! |
| Q バリアフリー化後の情報発信はどうすれば良いのか… | ▶▶▶ A とうきょうユニバーサルデザインナビ等のご案内をします! |



申込期間

令和7年4月25日(金)～
令和8年3月19日(木)

派遣期間

令和7年5月1日(木)～
令和8年3月27日(金)

利用料

無料

募集定員

50事業者程度 定員になり次第締切ります

派遣回数

最大5回まで

本事業支援内容例

- バリアフリー化のハード面（施設整備・客室整備・備品購入等）及びソフト面（従業員研修等）からの助言
- バリアフリー化実施後の経営面からの助言
- バリアフリー情報の発信及び宿泊施設バリアフリー化支援補助金の利用に関する助言

※申請時に必要な設計図面等の作成については、当該支援の対象外となります。

お申込み
方法



① 下記専用ウェブサイトよりお申込みください。
<https://forms.office.com/r/Bzjwcw3uTq>

※追って事務局よりお電話させていただきます。

② 直接お電話でのお問合せ・お申込みも受け付けております。



お問合せ

東京都宿泊施設バリアフリー化促進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内
〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL: 03-5539-5248 FAX: 03-5539-5250
E-mail: tokyo-barrierfree@jtb.com 営業時間: 平日10:00～17:00 土日祝日休

宿泊施設バリアフリー化支援補助金の概要

募集の概要

1 補助対象者 都内において旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設

2 補助対象経費及び補助率等 下記のとおり（※については条件があります）

※整備をする箇所ごとに審査基準が設けられています。

審査基準は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」又は「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」を準用しています。

※備品購入のみの申請も可能ですが、購入する備品によっては施設・客室がすでにバリアフリー化されていることが必要です。

備品は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（建築物編）」又は「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」等に掲載されているものが対象となります。詳細については下記をご参照ください。

■東京都福祉局ホームページ「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル 令和5年（2023年）10月改訂版」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05.html>

■国土交通省ホームページ「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

補助対象経費		延床面積1,000㎡未満の施設		延床面積1,000㎡以上の施設	
		補助率	補助限度額	補助率	補助限度額
(1) コンサルティング		2/3	100万円	2/3	100万円
(2) 施設整備		4/5	3,000万円 (6,000万円)※6	2/3	2,500万円 (5,000万円)※6
(3) 客室整備※1	1	3/4※2	4,000万円 (8,000万円)※7	2/3※2	3,500万円 (7,000万円)※7
	2	4/5※3	4,200万円 (8,400万円)※7	3/4※3	4,000万円 (8,000万円)※7
	3	4/5※4	4,200万円 (8,400万円)※7	3/4※4	4,000万円 (8,000万円)※7
	4	9/10※5	4,800万円 (9,600万円)※7	4/5※5	4,200万円 (8,400万円)※7
(4) 備品購入		4/5	320万円	2/3	270万円
(5) 実施設計※8		4/5	100万円	2/3	90万円

※1 「建築物バリアフリー条例に定める一般客室」又は「車椅子使用者用客室」を目指す整備

※2 15㎡未満の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※3 15㎡以上の建築物バリアフリー条例に定める一般客室の整備を行う場合

※4 車椅子使用者用客室の整備を行う場合

※5 車椅子使用者用客室の整備で、客室出入口の有効幅を90cm以上とする場合

※6 以下に示す敷地内の整備を含む2種類以上の整備を行う場合

①敷地内の通路、②出入口、③廊下等、④階段、⑤階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、⑥エレベーター、⑦特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、⑧駐車場

※7 客室を6室以上（改修前を基に判断）バリアフリー化する場合

※8 (2) 又は (3) と同時に申請したもののみ対象

3 募集期間 令和8年3月31日（火）まで（当日消印有効）

※補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

4 申請方法 申請書類や手続き等については、（公財）東京観光財団ホームページ

（<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/yado-barrier-free/>）に掲載されています。



問い合わせ先

事業全般について

東京都産業労働局 観光部 受入環境課
電話：03-5320-4802

支援補助金
申請方法等について

（公財）東京観光財団
観光産業振興部 観光インフラ整備課
電話：03-5579-8463

